

2018年5月24日

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会  
認定医 各位

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会  
理事長 室井 一男  
認定医制度審議会会長 面川 進  
(公印省略)

### 認定医制度の更新要件の見直し

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は認定医制度審議会に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、日本輸血・細胞治療学会認定医制度の更新要件の見直しについて、認定医制度審議会、理事運営委員会および理事会で審議され、下記の内容が承認されました。この改正は認定医制度規則に則り、2018年5月24日開催の第66回総会(宇都宮)会期中に開催された社員総会で審議、議決されました。今後の認定医更新申請の際は十分にご注意ください。

敬具

### 更新条件変更内容 (詳細は別紙を参照)

#### 【現行更新要件】

5年間に取得すべき更新申請資格審査基準単位は、50単位以上あるものとする。

#### 【改正更新要件】

5年間に取得すべき更新申請資格審査基準単位は、50単位以上あるものとする。うち少なくとも10単位は日本輸血・細胞治療学術総会への参加でなければならない。

《参考》日本輸血・細胞治療学術総会への参加は1回10単位で、5年間に1回以上の参加業績が必須となる。

#### 【対象者および実施時期】

2020年度に認定医資格更新(認定期間;2016年1月20日もしくは、4月1日～2021年3月31日)となる対象者の資格審査から更新条件変更を適応する。

《参考》・2020年度認定医資格更新者は、2018年宇都宮総会、2019年熊本総会、2020年札幌総会の計3回の総会参加機会がある。

・2021年度認定医資格更新者は、2018年宇都宮総会、2019年熊本総会、2020年札幌総会、2021年総会(開催地未定)の計4回の総会参加機会がある。

連絡先：一般社団法人日本輸血・細胞治療学会事務局

E-mail: info@mail.jstmct.or.jp

## 認定医制度施行細則第 10 条、13 条の改定について

(下線部が改正部分)

改正前	改正後
<p>(認定医の登録更新)</p> <p>第 10 条 5 年間に取得すべき更新申請資格審査基準単位は、次の表により 50 単位以上あるものとする。</p> <p>(付則)</p> <p>第 13 条 この細則は審議会及び学会社員総会の議決を経なければ、変更または廃止とすることができない。</p>	<p>(認定医の登録更新)</p> <p>第 10 条 5 年間に取得すべき更新申請資格審査基準単位は、次の表により 50 単位以上あるものとする。 <u>うち少なくとも 10 単位は日本輸血・細胞治療学術総会への参加でなければならない*</u>。</p> <p><u>* この要件は 2020 年度の認定医更新者から適応する。</u></p> <p>(付則)</p> <p>第 13 条 この細則は審議会<u>及び学会社員総会</u>の議決を経なければ、変更または廃止とすることができない。</p>